

微量 PCB 混入廃電気機器等の収集運搬に関するガイドライン（素案）の概要

1. 目的

微量 PCB 混入廃電気機器等の適正な収集・運搬を確保し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。なお、PCB を使用した電気機器に比べ、本ガイドラインが対象とする微量 PCB 混入廃電気機器等に含まれる PCB の量が著しく少ないこと、絶縁油（鉱油等）が消防法の危険物（第 4 類第 3 石油類等）に該当することから、それらの特性等を踏まえて、ハード面（運搬容器、施設等）に加え、ソフト面（教育、管理、緊急時対応マニュアル等）について具体的な事項を定めることとしている。

2. 概要

(1) 収集運搬の方法

- ・雨水が運搬容器内へ浸透することを防止することや、運搬車等に積載した場合の転倒防止等の措置を行う。
- ・液抜きや解体においては、微量の PCB を含む絶縁油が大気に触れる時間や面積を最小限にする。
- ・ポータブルタンク、コンテナ及び運搬車には、相対する 2 ヶ所以上の側面に明瞭に視認できるよう、「PCB」または「微量 PCB」の表示を行う。

(2) 運搬容器

- ・微量 PCB 混入廃電気機器等の運搬容器は、陸上を運搬する際には、危険物の規制に関する規則に従い、船舶を用いて運搬する際には、危険物船舶運送及び貯蔵規則に従うことを基本として、微量 PCB 混入廃電気機器等の形態に応じて選択する。
- ・運搬中における PCB を含む絶縁油の外部への流出を防止するため、変圧器やコンデンサー等を他の運搬容器に収納することなく運搬する場合には、オイルパンまたはシートによる防護措置（高さ 10cm 以上）の上に載せ、運搬する。

(3) 安全管理及び運行管理

- ・収集運搬の状況を携帯電話での連絡等により確認し、緊急時の連絡ができることが必要。運搬容器、運搬車の運行の管理を適切に行うため、運搬容器又は、運搬車ごとに運行記録を作成する。

(4) 緊急時の対策

- ・収集運搬中の事故等緊急時に関係者に対して速やかに通報し、その被害及び影響を最小限とするための対策が講じられるよう、予め都道府県の担当部局、消防署、警察署等必要な緊急連絡先を確認しておく。
- ・微量の PCB を含む絶縁油が流出した場合、収集運搬の業務の従事者は、保護具（保護眼鏡、保護マスク、ゴム手袋等）を着用し、流出した絶縁油を吸着マット、吸収材、ウエス、土砂等に吸収させ、又はウエス等で拭き取り、密閉できる容器に回収し保管することにより、その拡散を防止することが必要。また、都道府県の担当部局の指示に従って、絶縁油が付着したものの処理を行う。
- ・微量の PCB を含む絶縁油が公共用水域や、土壤等に流出し、又はそれによって PCB が大気に放出された場合には、その原因者は、都道府県の担当部局の指示に従って、水質、土壤、周辺大気等に関する調査を実施する。